

柏原市立玉手中学校 部活動に係る活動方針

1. 部活動の意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や自主性・協調性・責任感や連帯感の涵養等に資するものである。

2. 部活動の目的

部活動は、生徒指導上大きな役割を担っている。また、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

3. 運営について

- (1) 部活動顧問（以下、「顧問」という。）は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を得られるようにする。
- (2) 運動部顧問と吹奏楽部は複数で担当することを原則とする。

4. 休養日及び活動時間の設定

休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のように設定する。

- (1) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、平日では実質活動時間は、2時間程度、学校の休業日は半日（3時間程度）を基本とする。
- (3) 下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により活動を休止する場合がある。
 - ① 定期試験の1週間前から試験終了までの期間（ただし試験最終日は除く）
 - ② 8月中旬及び年末年始の学校閉庁日
- (4) 年間完全下校時刻については、以下を原則とする。

◇通年 ・ ・ 17 : 30
- (5) 定期試験の1週間前の期間が、公式戦の1週間前にあたる場合、事前に生徒指導主事及び全体に報告し、放課後1時間程度の練習を認めることとする。
- (6) 校内研修等、教員が全員参加する研修がある日は、原則として活動を休止すること。ただし、大会前日に限っては、事前に生徒指導主事に報告し、顧問がついた状態での練習を認めることとする。
- (7) 土曜日、日曜日及び祝日等の警報発令時の部活動については以下とする。（ただし、公式戦の

場合は当該大会の実施要項等に基づき対応することとする。)

- 朝7時の時点で、柏原市に、大雨警報、台風による暴風警報、特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪が対象）が発令されている時は、午前の活動を中止とする。
- 午前10時までに対象となる警報・特別警報が全て解除された時は、13時より活動を可能とする。
- 引き続き、午前10時の時点で対象となる警報・特別警報のいずれかが発令されている時は、部活動は中止とする。
- 部活動中に警報が出た時は、速やかに活動を中止し、通学路等の安全面を十分考慮し、下校させる。

5. 指導について

顧問は、子どもの活動場所になるべく出向き適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す

6. 部活動の設置

(1) 設置している部活動は、以下とする。

<運動部> : ○軟式野球 (男)

○ソフトボール (女)

○陸上 (男・女)

○女子ソフトテニス

○卓球 (男・女)

○女子バレーボール

○バスケットボール (男)

<文化部> : ○吹奏楽 ○美術 ○家庭

7. 部の新設・廃止

- 新設は、顧問と施設等の条件、10名以上の部員の確保を満たすことを条件とし、職員会議で審議し、校長が認めた場合とする。
- 廃止は、参加生徒の減少（単独で試合できる人数）、校地など活動場所の減少、生徒指導上の問題、免許などでの指導者の不在、顧問の確保が困難の場合、存続について職員会議で審議し、校長の判断のもと決定する。
- 新規の新人部員数が5名以下のクラブについては、クラブ再編に係る検討の対象とする。職員会議等での検討の結果、募集停止となった場合は、翌年度から該当クラブの募集を停止し、現部員が引退した時点で廃部とする。